## 区 保 安

## 63 保安の責任

当社は、需給地点に至るまでの供給設備(当社が所有権を有さない設備を除きます。)および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

## 64 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
  - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に 異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあ ると認めた場合
  - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、また は異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社が保安上必要と認めるときは、その期間について、当社は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。
- (3) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置,変更または修繕工事をされる場合および物件の設置,変更または修繕工事をされた後,その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には,その内容を当社に通知していただきます。この場合において,保安上とくに必要があるときには,当社は,お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (4) 当社は、必要に応じて、需給開始に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。